



KAMIKAWAJI

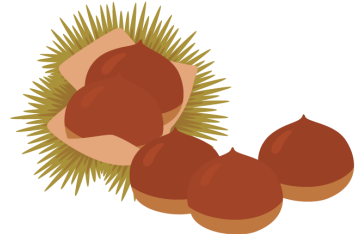
# 上川路会計通信



## 税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



## 第324号

代表  
上川路 長生

ごあいさつ

### 曼珠沙華

酷暑・熊本大地震・千葉豪雨・台風襲来・秋雨前線停滞の長雨と、この2ヵ月自然の猛威は容赦ない厳しさです。局地的な大雨は発生予測が難しく、あらかじめの防災対策をたてておくことが大切と感じています。10月になりました。皆様お変わりありませんか。

シルバーウィークは、自宅でゆっくりと過ごそうと考えていました。その前に持病の検査をと訪れた病院で入院し、病室で迎えることになってしまいました。点滴を腕にテレビ三昧で、すっかりテレビ博士となりました。異常気象・行楽地のグルメ・トランプ大統領の狂気・金利の高騰・内閣改造などなど話題は尽きずに、教えられる事の多い日々でした。妻からは『スーパーの帰りに校庭で“曼珠沙華”が咲いていました』と、メールが病室に届きました。秋が身近に来たと、感じる瞬間でした。

ネパールと中国の国境近くの標高五千メートル付近の氷河岩盤が崩落して、洪水や土石流が下流へと押し寄せました。多くの巡礼者や観光客が巻き込まれ多数の犠牲者が出たと、地元紙は伝えています。氷河崩落は地球温暖化の影響で、世界規模の危機だと警鐘が鳴らされました。

第二次高市改造内閣が発足しました。多くの主要閣僚や自民党役員人事は、続投が決まりました。日本維新の会からの入閣があり、連立政権の強化を図りました。高市内閣の支持率は高い水準を推移していて、継続性と安定性を重視した政権遂行の布陣となりました。来秋の総裁選を見据えています。

「下げる時も上げる時も、私が全責任を負う」と高市首相は2年後も首相にあると決意して、飲食料品についての消費税率1%への引き下げと、8%に戻す方針を示しました。昨年2月の衆院選で公約に明記した『消費税ゼロ』を、「私の悲願」とこたわってきました。世論調査の支持もあり決断したといわれます。社会保障制度の土台が揺らぎかねない無責任な決断だとの慎重論も多くありました。

『令和の米騒動』が続いています。新米が古米より安い逆転現象が起きていて、備蓄米の買戻しで適正水準に戻して、米価格を安定させると政府は表明しました。大切なのは農家が収益を確保できて、消費者も納得できる適正価格

## 目次

|                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ごあいさつ “曼珠沙華”                          | …1P   |
| 税務カレンダー                               | …2P   |
| 2026年10月・11月の経理・税務チェックリスト             | …3P   |
| 会計・税務のQ & A !                         |       |
| “消費税インボイス制度の経過措置が変わります”               | …4・5P |
| 税理士 永山彰久 コラム                          | …6P   |
| KSCセミナー(年末調整)のご案内                     | …7P   |
| 「所有不動産記録証明制度」とは？                      | …7P   |
| 随想 “『神様のいない月(神無月)の<br>神様探し』 上川路 美恵野 ” | …8P   |

の実現です。前農相が「政府は価格に深くかかわるべきではない」と発言していたにも関わらず、価格維持政策へ転換したことに疑問が持たれることになりました。

日本は今、厳しい国際情勢に直面しています。中国は軍拡を進め、日本有事に直結する台湾有事は去ってはいません。反日的な専制国家の中国・ロシア・北朝鮮は連携を強めています。ロシアのプーチン大統領は就任して26年間で初めて北方四島のひとつである択捉島に降り立ちました。ロシアが第二次世界大戦の戦勝国であることを再認識させて、日本への脅威を見せつける狙いでした。

日本プロ野球界で、長嶋茂雄・王貞治と並び称された昭和を代表する大打者張本勲さんが亡くなりました。“安打製造機”と称えられ通算記録3,000安打超を唯一打ち立てました。ご意見番として歯に衣着せぬ発言で人気を博し“喝！”“あっぱれ”を声高におくり続けました。大リーグでは、大谷翔平の負傷者リスト入りに、日本中に衝撃がはしりました。二刀流の無理に選手生命を心配する声が多くありました。話題から消えてしまった大谷翔平の一日も早い往時の活躍の復活を祈るばかりです。

今月16日は、鹿児島で事務所を開業して、49年になります。高校の同級生の医院の開院がきっかけでした。来年50周年です。体調を整えて感謝の日を迎えたいと念じています。  
(令和8年10月吉日)



## 2026年10月

| 日    | 月                                                                                 | 火                                                                                 | 水    | 木                                                                                 | 金    | 土    |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|------|------|
|      |                                                                                   |                                                                                   |      | 1                                                                                 | 2    | 3    |
| 4    | 5                                                                                 | 6                                                                                 | 7    | 8                                                                                 | 9    | 10   |
| 11   | 12                                                                                | 13                                                                                | 14   | 15                                                                                | 16   | 17   |
|      |  |  |      |  |      |      |
| 18   | 19                                                                                | 20                                                                                | 21   | 22                                                                                | 23   | 24   |
| 25   | 26                                                                                | 27                                                                                | 28   | 29                                                                                | 30   | 31   |
| 11/1 | 11/2                                                                              | 11/3                                                                              | 11/4 | 11/5                                                                              | 11/6 | 11/7 |
|      |  |  |      |                                                                                   |      |      |

スポーツの日

文化の日

### 〈8月決算会社申告書提出〉



11月2日まで

- ・8月決算法人の確定申告
- ・2月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
  - 11月決算法人 第3四半期分
  - 2月決算法人 第2四半期分
  - 5月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

10月13日まで



- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

10月15日まで



- ・特別農業所得者への  
予定納税基準額等の通知

10月中において各都道府県・  
市町村の条例で定める日

・個人の道府県民税および市町村民税の第3期分の納付

## 2026年11月

| 日  | 月                                                                                   | 火                                                                                   | 水    | 木    | 金    | 土    |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|
|    |                                                                                     |                                                                                     |      |      |      | 1    |
| 1  | 2                                                                                   | 3                                                                                   | 4    | 5    | 6    | 7    |
|    |  |  |      |      |      |      |
| 8  | 9                                                                                   | 10                                                                                  | 11   | 12   | 13   | 14   |
|    |                                                                                     |  |      |      |      |      |
| 15 | 16                                                                                  | 17                                                                                  | 18   | 19   | 20   | 21   |
|    |  |                                                                                     |      |      |      |      |
| 22 | 23                                                                                  | 24                                                                                  | 25   | 26   | 27   | 28   |
|    |  |                                                                                     |      |      |      |      |
| 29 | 30                                                                                  | 12/1                                                                                | 12/2 | 12/3 | 12/4 | 12/5 |
|    |  |                                                                                     |      |      |      |      |

文化の日

勤労感謝の日

### 〈9月決算会社申告書提出〉



11月30日まで

- ・9月決算法人の確定申告
- ・3月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
  - 12月決算法人 第3四半期分
  - 3月決算法人 第2四半期分
  - 6月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・特別農業所得者の予定納税額の納付
- ・所得税の予定納税額の納付（第2期分）

11月10日まで



- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

11月16日まで



- ・所得税の予定納税額減額申請

■ 11月中において各都道府県の条例で定める日

・個人事業税の第2期分の納付

## 2026年10月の経理・税務チェックリスト



Page 3  
324号

### 3月決算法人の中間申告の準備

□ 3月決算で中間申告が必要な法人は、11月の決算応当日までに中間申告と納税を行います。

### 社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

### 税務調査への対応

□ 税務当局は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化するため、10月は1年の中でも調査が多い時期になります。いつ税務調査を受けても対応ができるように、資料などをきちんと準備しておきましょう。

### 最低賃金額の変更

□ 今月より、地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。鹿児島県は10月25日から地域別最低賃金が1,090円になります。



## 2026年11月の経理・税務チェックリスト

### 年末調整の準備

□ 年末調整は、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。従業員全員から申告書や必要資料を収集したり、所得税の精算をする必要があるため、かなりの時間と手間が必要となる業務です。令和8年の年末調整では、基礎控除・給与所得控除の引き上げや、扶養控除・配偶者控除などの所得要件緩和、子育て世帯向け生命保険料控除の特例新設など、税制改正の影響が複数重なります。変更点を確認し、スムーズに年末調整を終えられるよう、しっかりと準備していきましょう。

※7Pに年末調整セミナーのご案内を掲載しております。ぜひご参加ください。

### 年末賞与の支払準備

□ 今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

### 売掛金の回収

□ 年末から年度末にかけての資金繰りを確保するためにも、得意先管理を徹底して売掛金の回収に努める必要があります。営業に対して売掛金の回収状況などをまとめた資料を提出するなどのサポートを行いましょう。

### 年末の多忙時の対策

□ これから年末にかけて特に忙しくなり、思いがけない処理の誤りが生じがちです。日常的な業務も気を抜かず、スケジュールを立てて事前準備とダブルチェックを加えるなど、ミスが起こりにくい体制を整えましょう。

# 会計・税務のQ & A !



## テーマ『消費税インボイス制度の経過措置が変わります』

令和5年10月にスタートしたインボイス制度は、すでに3年目に入りました。これまで80%控除や2割特例を活用しながら事業を続けてきた人も多いでしょう。しかし、これらの特例は令和8年9月30日で終了することが決まっています。そこで今回は、令和8年度の税制改正でどのような点が変わるのか、そして今後どのような対策を取るべきなのかを、整理してお伝えします。

国税庁HP参照

### ーインボイス制度令和8年度税制改正の2つのポイントー

#### 【売り手】

消費税の納付税額を売り上げ税額の2割とする特例 ⇒ 3割特例に(小規模事業者)

#### 【買い手】

免税事業者等からの課税仕入れに係る80%控除 ⇒ 70%控除に(全事業者対象)

#### 売り手

### ①小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（3割特例）

2割特例は令和8年9月30日が属する課税期間をもって終了します。終了後の対応は事業形態によって異なります。

個人事業主の場合：令和8年分まで2割特例適用可。令和9年・10年分は新設された「3割特例」を利用可能

法人の場合：令和8年9月30日を含む事業年度で2割特例終了。その後は本則課税または簡易課税のいずれかを選択

#### ◆ 3割特例の創設 個人事業者

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税申告については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができるとされました。(3割特例)

※1 現行の2割特例は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します。

※2 2割特例と同様に、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り、適用できます。

※3 3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

#### ◆ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し 個人事業者 法人

2割特例や3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができることとされました。

※ 提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和8年10月1日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

|                 | 令和8年分 | 令和9年分             | 令和10年分 | 令和11年分   |
|-----------------|-------|-------------------|--------|----------|
| 個人事業者           | 2割特例  | 3割特例              | 3割特例   | 3割特例適用不可 |
| 法人<br>(例:12月決算) | 2割特例  | 3割特例・2割特例<br>適用不可 |        |          |

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

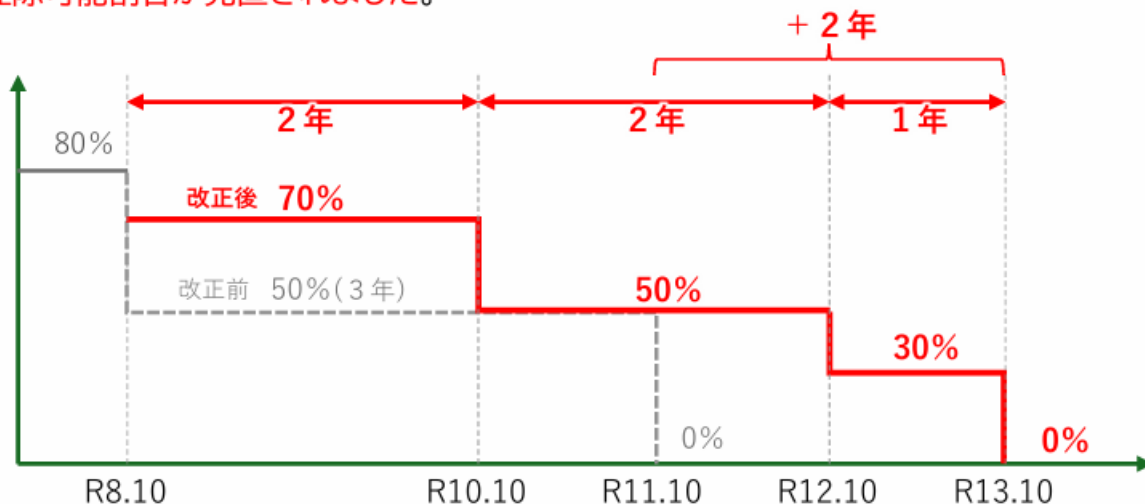
## ②適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正（7・5・3割控除）

令和8年度税制改正により、免税事業者との取引に係る仕入税額控除の経過措置は「2年間延長」され、かつ「控除割合が段階的に縮小する新スケジュール」に変更されました。

また、新たな制限事項として、免税事業者などからの課税仕入れが年間で1億円を超える場合、その超過分については経過措置を利用できなくなります（従来の上限は10億円）。この改正は令和8年10月1日以後に始まる課税期間から適用されます。

### ◆ 控除可能割合等の見直し（7・5・3割控除）

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、**適用期限を2年間延長**した上で、以下のとおり**控除可能割合が見直**されました。



### ◆ 控除限度額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で**1億円**（改正前：10億円）**を超える場合**には、その超えた部分の課税仕入れについて、**本経過措置の適用を認めないこと**とされました。

※ 控除限度額の見直しは、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

**本則課税で申告する方（個人・法人とも）：10月1日から免税事業者からの仕入れの控除が80%から70%になります。会計ソフト等が「70%」に対応しているかをしっかりと確認しておきましょう！**



**2割特例の終了は、多くの事業者にとって「本格的なインボイス制度への対応が避けられなくなる」大きな節目となります。個人事業主には3割特例という経過措置がありますが、これも令和10年分までの期間限定です。以下の点をしっかりと確認しておきましょう。**

- ・自社に最適な消費税の計算方法（本則課税・簡易課税・各種特例）の見直し
- ・取引先のインボイス登録状況と、免税事業者との取引額の把握
- ・インボイス対応による資金繰りへの影響試算
- ・簡易課税制度へ切り替える場合の届出期限の確認



**詳細は国税庁「インボイス特設サイト」にてご確認ください!!!**

## ● 税理士 永山彰久 コラム ●



税理士 永山 彰久

## テーマ「若い世代に伝えたい、税理士という仕事」

先日、私たちの事務所に、大学三年生の男子学生が一週間のインターンシップに来ました。将来は税理士試験を受験し、税理士になることを目指しているそうです。四十年ほど前、私が学生だったころには、インターンという言葉はあまりなじみがありませんでした。時代の変化を感じるとともに、これから社会に出る若者を迎えることに、少し緊張もありました。

一週間という限られた時間の中で、何を経験してもらい、何を伝えるか。日々の業務を進めながら、その日その日の予定を組むのは、思った以上に大変でした。それでも職員の協力を得て、事務所の仕事やこの業界の姿を少しでも知ってもらえるよう、一週間のスケジュールを考えました。

初日に会った彼は、きちんと挨拶のできる好青年でした。年齢はちょうど私の子供たちと同じくらいです。私の子供は双子の娘なので、同世代の男子学生と接することには、また違った新鮮さがありました。自然と親のような気持ちにもなり、実りのある時間を過ごしてほしいと思いました。

予定を進めながら、将来についての考えや仕事への思いを聞いていると、自分の学生時代より、ずいぶんしっかりしていると感じました。この業界に興味を持っているだけあって、質問も積極的です。説明を聞き、自分なりに理解しようとする姿勢に、こちらもつい話に力が入りました。若い人の真剣さは、教える側の気持ちまで引き締めてくれるものです。

一週間は大きな問題もなく、滞りなく終了しました。短い期間ではありましたが、私たちが伝えたかったことは、ある程度伝えられたのではないかと思います。同時に、普段は当たり前に行っている仕事を説明することで、私たち自身も、その意味や魅力を改めて考える機会になりました。

近年、税理士を目指す若者の減少が、この業界の課題として語られてきました。一方で、令和五年度から税理士試験の受験資格が緩和され、会計科目は誰でも受験できるようになりました。その後、受験申込者数は増加しており、若い世代がこの仕事に関心を持つきっかけが広がっていることを、心強く感じます。

税理士の仕事は、AIに取って代わられる職種として取り上げられることがあります。もともと事務作業が多く、入力や集計など、AIによって効率化される部分はあるでしょう。私たちも、そうした技術を上手に取り入れていく必要があります。

しかし、税理士や公認会計士の仕事で私が最も大切にしているのは、経営者に寄り添うことです。悩みを共有し、一緒に問題の解決を考え、未来の目標に向かう道筋を探す。数字の背景には、経営者の思いや迷い、そこで働く人たちの暮らしがあります。それを受け止め、信頼関係を築くことは、人と人との関わりの中でこそ深まっていくものだと思います。

今回の出会いを通じて、この仕事の未来をつくるのは、私たちの日々の姿でもあると感じました。若者に、税理士は明るい希望のある仕事だと思ってもらいたい。そのためにも、人に寄り添う仕事の価値を大切に、次の世代が未来の選択肢として税理士を思い描けるよう、これからも努力していきたいと思っています。



## ～令和8年度 年末調整研修のご案内～

給与担当者及び経理担当者必見

### 「給与担当者向け 年末調整研修(令和8年度)」

税理法人ワイ・エム・シー

公認会計士・税理士 柚木崎徹郎 先生



#### セミナー内容

令和8年度税制改正では、前年度に引き続き「働き控えの解消」と「手取りアップ」の観点で、所得税の基礎控除と給与所得控除の最低保障額が見直されました。また、扶養親族等の所得要件の緩和、保険料控除の特例追加などが実施されました。もうすでに、今年度の年末調整の準備を始められていらっしゃる方もおられるかと思いますが、改正点を中心に分かり易くご説明します。

- 日 時 **令和8年11月13日(金) 15:30～17:00**
- 開催方式 **ZOOMによるライブ配信**
- 会 費 **無 料!**
- お申込方法 別紙参照 QRコードを読み込み、お申込みください。
- お問合せ 税理士法人 上川路会計 TEL 099-252-7070  
担当 福田・味園



**QRコードからのお申し込みになっております。ご不明な場合は、お気軽にご連絡くださいませ。**

## 令和8年2月施行「所有不動産記録証明制度」とは?

「不動産記録証明制度」は、登記簿に記載された情報をもとに、特定の人物が所有権の登記名義人となっている不動産を一覧で確認できる仕組みです。市区町村ごとに限定されず、全国の登記情報を横断的に検索できる点が大きな特徴です。

相続人が不動産を  
把握しやすくなりました



全国で所有する不動産を  
リスト化して証明します



#### 1 請求できる者

- ・ 所有権の登記名義人(法人を含みます。)
- ・ 上記の相続人その他の一般承継人(法人を含みます。)
- ※ 代理人による請求もできます。

※詳細は法務省ホームページにてご確認ください

#### 2 請求方法

全ての法務局・地方法務局(支局・出張所を含みます)で書面又はオンラインで請求が可能です。  
書面で請求する場合には、郵送での請求もできます。

#### 【注意事項】

- 検索対象となる不動産は所有権の登記がされている不動産に限られます
- 請求書に記載された検索条件で検索されますので、検索条件が正確でない(例えば、登記記録上の住所・氏名と検索条件の住所・氏名が異なるなど)場合、所有不動産があっても検索結果として抽出されない場合があります
- 検索できる不動産は、システムに登録されている不動産のみですので、コンピュータ化されていない不動産については、検索できません

～名寄帳や固定資産税の納税通知書と併せて確認することでより確実に把握することができます～

# 随想『神様のいない月(神意月)の神様探し』上川路美恵野

朝晩が少し肌寒くなってきて秋らしさが漂い始め、行楽にも良い季節です。

先日、機会に恵まれて南九州市穎娃の射楯兵主神社（釜蓋神社）に参拝しました。海のそばの社殿から海をはさんで開聞岳が裾を広く優美にひろんでいます。大海原はきらきらと秋の陽に輝き潮騒も軽やかです。少し霧がかかっていたのでうすですが、遠くに三島村の黒島や竹島をのぞむことができました。

この神社は、開運の御利益のあるところとしても知られています。

拝殿にある釜の蓋を頭にのせ、鳥居から拝殿まで落とさずに歩くことができれば願いが叶うといわれています。私も挑戦してみましたが、意識すると余計に体がぐらぐらしてしまって難しいです。結局ほんの少し手を添えてですが、達成した！ということにして、事務所の新たな年度の始まりの節目でもあり、顧問先の皆様の繁栄も祈ってまいりました。

パワースポットなるものが本当にあるかどうかは分かりませんが、この海と空と山を一望にできる地であれば、その壮大なエネルギーを全身に受けることが出来そうだと思います。

この神社の創建年代は1000年頃ではないかと言われています。さらに由緒書きには以下のような文章がありました。

「天智天皇と大宮姫が御領の安東実重中将を訪ね、その接待のため何十石という米を蒸しているとき突風が吹き、その釜蓋が吹き飛ばされて大川浦（神社の有る土地）に落ちた。土地の人々はこの釜蓋を拾い神として祀り、名付けて釜蓋大明神といった。これに素戔鳴尊を配祀して、現在は射楯兵主神社という。」

さらりと読み飛ばしてしまえばそれまでですが、不思議なことが満載です。中でも風で飛んできた釜の蓋が神様として祀られることになった経緯をもう少し詳しく聞きたくなりました。さらに、その釜蓋の神に素戔鳴尊（天照大神の弟で、ヤマタノオロチを退治した神）が組み合わされたのはどうしてかな、とか、「射楯兵主」という名前はどこから出てきたのかな、とか、次々浮かんでくる謎に勝手な想像をしてみました。

調べてみると「射楯兵主」の名を冠する神社は姫路にもあって、そこでは「射楯大神」と「兵主大神」をお祀りしているとありました。長い名前だなと思ったら二柱の神様の並列だったのか、と驚きました。「射楯大神」は素戔鳴尊の子五十猛命で、植樹の神であり、かつ、神功皇后を先導した武運開運の神、「兵主大神」は、大国主命（おおくにぬしのみこと）のことで五穀豊穡を司る神様です。

五十猛命は素戔鳴尊の子、大国主命は娘婿ですから、代表してここには素戔鳴尊が祀られているのかも、などと推測しています。素戔鳴尊らは、出雲に關係する神々です。10月はすべての神様が出雲に集まるそうですから一年ぶりの里帰りを楽しんでいるかもしれません。

さて、神社の由来書きには、戦時中、参拝すると出征した兵士が無事に帰ってくるといわれ、多くの参拝者が訪れたといえます。しかし、出征した兵士の無事を祈らなければならないという状況は幸せとはかけ離れています。平和であるからこそ、のんきに釜の蓋を頭に乘せてよたよたして笑い合えるのであって、この何気ない日々感謝をし、その維持に努めていきたい、そんなことを思う秋の良き日でした。



神の旅送り迎える薩摩富士

美恵野

## 連絡先：税理士法人 上川路会計

### ■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

### ■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <https://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

### 編集後記

秋の気配がようやく朝晩に感じられるようになりました。秋の短い鹿児島では貴重なひとときです。過ごしやすいこの季節は、読書をしたり、芸術に触れたり、旬のおいしいものを味わったり、体を動かすにも最適です。夏の疲れを癒やしながらか、心も体も整える時間として、それぞれの「〇〇の秋」を楽しんで過ごしていきましょう。

編集委員 上川路美恵野 総務課一同

## ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

